

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

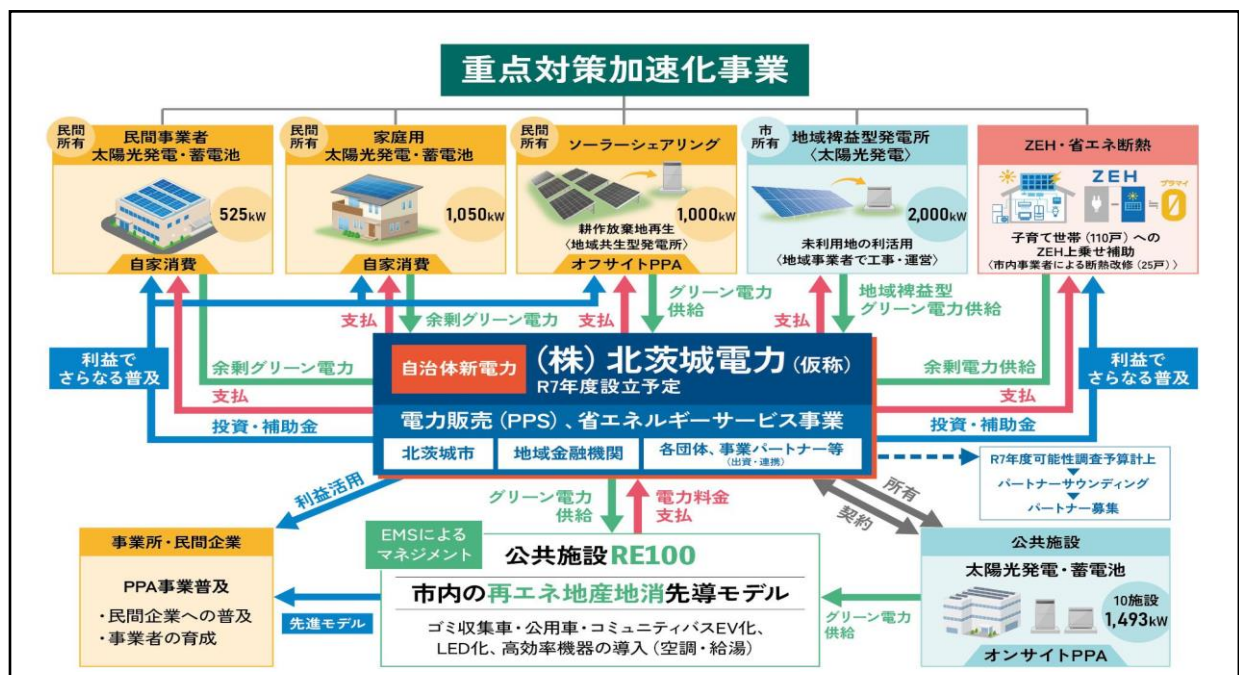
基本情報	
地方公共団体名	茨城県 北茨城市
事業計画名	” 地域をつなぐ期待場プロジェクト” ～地域経済循環と食とエネルギーの地産地消の実現に向けて～
事業計画の期間	令和7年度～令和12年度

1. 目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

北茨城市では、太陽光発電施設が長期にわたり安全かつ安定的に発電を継続するためには、地域と共生することが重要であることから、地域環境の保全を図り良好な住居環境を維持することを目的に2018（平成30）年に「北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例」を制定し、太陽光発電施設と地域の共生に努めるとともに、2020（令和2）年には「廃棄物と環境を考える協議会」の45自治体と共同でゼロカーボンシティを宣言し、2023（令和5）年には隣接の高萩市と広域によりバイオマス発電所としての機能を併せ持つ「高北清掃センター」を稼働させ、地球温暖化対策の施策を進めてきた。

一方で、FITの大規模太陽光発電施設（市内27箇所で出力138MW稼働中）の収益は市区域外に流出しており、2020年の地域所得循環構造においてもエネルギー代金の流出額が155億円となっている。また、エネルギー生産性も全国1741市町村の1694位と他の市町村から見ても効果的に活用できていない状況にある。基幹産業の一つでもある農業においても、生産者の高齢化や担い手不足などにより農家数、経営耕地面積、農業産出額（耕種）が年々減少し、衰退が危惧されるなどの課題がある。



今後は、これらエネルギー流出費用を抑え、市内に好循環させる仕組みとして官民によるアライアンスを構築するとともに、「第2期北茨城市創生総合戦略」の施策間連携として、重点プロジェクトのひとつである「安定した雇用を創出する」につながる、“地域での脱炭素化プロジェクト”によるエネルギーサプライチェーン構築を実現する手法として、2025（令和7）年度に地方創生×脱炭素をつなぐ「自治体新電力」の設立を目指している。

本事業は、地域の経済を活性化しながら脱炭素化の実現を図る様々な先導モデルとして、普及拡大を狙っていく。

① 2050 年カーボンニュートラルに向けた道筋について

（個人向け）

- ・個人向けについては、2050 年までに住宅の 65%に太陽光発電設備を導入する。そのうち、3.1%は本事業を活用して導入し、61.9（本事業を活用しない残り）%は、国の住宅施策の ZEH 義務化により導入する。また 35（太陽光発電設備の設置を行わない住宅）%については、自治体新電力による再エネ電力の供給により脱炭素化を達成する。

（民間事業者向け）

- ・当市の温室効果ガス排出量の 7 割を産業部門が占めており、企業の取組がカギとなることから排出量の多い特定事業者（10 社）にヒアリングを実施し、2050 年までに自主的な取組により 2013 年比 90%削減が見込まれる。残りの削減については、自治体新電力による再エネ電力の供給や市内森林の整備や土壌固定等により創出される J クレジットの購入、オン・オフサイト PPA 導入等、地域エネルギー循環を軸として脱炭素化を達成する。

（中小企業向け）

- ・中小企業向けについては、北茨城市商工会や市内工業団体経営者協議会等と連携した PPA 導入説明会の実施や、各種補助事業を含めた脱炭素化への情報提供等の支援を行う。

また、本事業を活用して、2050 年に残存する建物の 10%に太陽光発電設備を整備する。

（金融機関等との連携）

- ・自治体新電力会社の設立準備（事業計画検討）の段階から金融機関が参画し、収支計画やリスク要因の検討及び緩和策の検討協議を行いながら自治体新電力の事業計画を立案する。また、投融資事業の検討や運営開始後の監査を金融機関が行うことで、継続的かつ安定的な経営形態を確保する。なお、2025（令和7）年度中に自治体新電力を設立するため、2025 年 6 月に金融機関と設立準備支援協定を締結する。

自治体新電力以外においても、農林業における J-クレジット創出、市内企業の地域クレジットの活用を市と連携して構築し、エネルギーの地産地消による脱炭素化を達成する。

（公共）

- ・公共施設については、2030 年までに地方公共団体が所有する施設のうち設置可能な建築物等の 100%（容量ベース）に太陽光発電設備を導入する。そのうち 36%は本事業を活用して導入し、

本事業を活用しない残り（64%）は、既存施設の LED 化、新設施設の ZEB Oriented 相当以上を推進することによる省電力化、及び自治体新電力による再エネ電力の供給により脱炭素化を達成する。

（都道府県と市町村の役割分担について）

- ・茨城県において、広域的な支援が必要となる水素等の新たなエネルギーのサプライチェーンの構築等に向けた取組の支援や、環境・エネルギー分野における産学官連携等による成長分野への中小企業等の進出促進など、県全域的に行う必要のある取組を実施する。
- ・北茨城市においては、住民に対する個人向けの支援や北茨城市商工会と連携し、地域企業に対する支援、補助制度の周知を実施する。
- ・また、県の公共用地を活用した再エネ導入（裨益型）を進めるため、県とも協議しながら太陽光発電設備の設置に向けた検討を実施する。

② 2030 年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする取組について

対象となる公共施設・公用施設	123 施設	13, 320, 288kWh/年
上記施設について、電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとする方法について		
【実施方法】		
自家消費	相対契約、再エネメニュー	証書・クレジット
（うち本事業を活用し導入する電力量 1, 696, 859kWh/年）		
1, 696, 859kWh/年	6, 726, 372kWh/年	4, 897, 057kWh/年
スケジュール		
・2026 年に 913, 772kWh/年分を自家消費、1, 937, 164kWh/年分を設立する自治体新電力を活用し再エネメニューへ切り替えを行う。 ・2027 年～2029 年は自家消費分の積み上げ、再エネメニューへの切り替えを順次行う。 また、施設の照明 LED 化を進めることで、電力消費量自体の削減を進める。 ・2030 年に 1, 696, 859kWh/年分を自家消費、6, 726, 372kWh/年分を再エネメニューへ切り替えを行い、残り 4, 897, 057kWh/年分を証書又はクレジットにより賄う。 ・2030 年までに上記を達成し、2030 年以降も電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを継続する。		

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

【事務事業編】

北茨城市の事務事業に関する実行計画（2025 年 2 月改定）該当ページ P. 8～11

計画期間：2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度まで

2024（令和 6）年度一部改訂

削減目標：2030（令和 12）年度の目標値を 2013（平成 25）年度比 70%削減とする。また、2030 年度までに公共施設の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを目指す。

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	2023 年度策定、2024 年度一部改訂
		改定中	
	8 頁「表 4 温室効果ガスの削減目標」、11 頁「表-6 2030 年までに実施する市の主な措置の内容とその目標」に記載。		

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	2030 年度までに、設置可能な公共施設（敷地を含む。）の 50% 以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	公用車を導入・更新する際には、代替可能な電動車（EV、FCV、HV、PHEV）がない場合等を除き、原則電動車を導入する。
LED 照明の導入	既存設備を含めた市全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 60%とする。
再エネ電力調達の推進	2030 年度までに市公共施設で調達する電力の 70%以上を再生可能エネルギー電力とするとともに、J-クレジット等によるオフセットを活用し電力消費に伴う CO ₂ 排出量を実質ゼロとする。

【区域施策編】

北茨城市地球温暖化対策実行計画（令和 7 年 3 月改定予定）該当ページ P. 29

計画期間：2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度まで

削減目標：2030（令和 12）年度の目標値を 2013（平成 25）年度比で、

- ・全体目標:51%削減
- ・家庭部門:58%削減
- ・業務その他部門:74%削減
- ・産業部門:40%削減
- ・運輸部門:55%削減
- ・廃棄物分野:57%削減

また、2050 年度のカーボンニュートラルを目指す。

区域 施策編	状況		改定時期
		改正温対法に基づく策定・改定済	2014（平成 26）年度策定 2021（令和 3）年度中間見直し
	○	策定・改定中	2024（令和 6）年度改定中
	5 頁「図 1.7 本計画の制度的な位置づけ」、21 頁「4.1 2030 年までに削減すべき温室効果ガス排出量」、7 頁「表 4.5」に記載。		

＜異なる目標水準の設定をしている部門について＞

現行の区域施策編では、策定当時の国の目標（2013 年度比 46%削減）と同等としているが、現在改定中の区域施策編において、森林吸収による削減及び公共用地空地への再エネ導入による削減を加え、さらに高い削減目標（2013 年度比 51%削減）を設定する。

＜各部門における削減取組について＞

部門	取組・目標
家庭部門	・ 2030 年には新築戸建ての 60%について、太陽光発電設備を設置する。具体的には太陽光発電設備の設置補助、ZEH 化の支援により実施していく。 ・ フードマイレージを意識した地産地消を推進する。
業務部門	・ 2030 年には公共施設の 50%に再エネ設備を導入し、倉庫その他建物のうち設置可能な建築物の 10%について、太陽光発電設備を設置する。具体的には太陽光発電設備の設置補助、ZEB 化の支援により実施していく。 ・ 市有林を活用した J-クレジット制度の利用によって市の事務事業からの排出削減を一層進める。
産業部門	・ 耕地の 1%、荒廃農地の 10%を目標として営農型太陽光発電事業の普及や支援を行う。具体的には太陽光発電設備の設置補助により実施していく。 ・ 2030 年には工場その他建物のうち設置可能な建築物の 50%について、太陽光発電設備を設置する。具体的には太陽光発電設備の設置補助、ZEB 化の支援により実施していく。 ・ 高効率機器利用や燃料転換の推進などの情報収集や情報発信を行う。
運輸部門	・ 市巡回バスの利便性向上や利用の促進を図る。 ・ 市事業での EV 収集車、EV 公用車への更新を進める。 ・ カーシェアリングなど、脱炭素型のライフスタイルの啓発を行う。 ・ エコカーの普及促進やエコドライブに関する啓発を進める。
廃棄物分野	・ 清掃センターにおいて、廃棄物の焼却の余熱を使って蒸気タービンによる発電を行い、施設稼働のための電力として利用し、余剰熱は施設内の給湯として使用する。 ・ プラスチックごみを含む廃棄物の削減の推進に向けた普及啓発や、3R に関する情報を SNS 等で発信する。
（森林吸収）	・ 森林の二酸化炭素吸収機能の向上や防災機能の強化など多面的機能の保全を行うため、森林データの整備や、間伐、下刈り、植林等を実施するなど森林の保全・管理を推進し、年間 30 千 t-CO₂ の吸収を目標とする。

- ・環境保全型農業の普及啓発や、藻場の保全を図る。
- ・事業者にJ-クレジット制度などの情報提供を行う。

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

- ・北茨城市地球温暖化対策実行計画における 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（基準年度比 401 千 t-CO₂、51%削減）のうち、本交付金による設備導入等の効果として、約 4 千 t-CO₂、1%の温室効果ガス排出量削減に寄与。

	全体目標			本事業による効果		
設置場所	目標設備 容量 (kW)	発電電力量 (MWh/年)	年間 CO ₂ 削減量 (千 t-CO ₂)	計画設備 容量 (kW)	発電電力量 (MWh/年)	年間 CO ₂ 削減量 (千 t-CO ₂)
公共施設・民間施設の建物 ^(注1)	3,600	5,010	2.0	2,906	3,970	1.6
土地系用地 ^(注2)	7,300	9,647	3.9	980	2,694	1.1
公共用地の空地 ^(注3)	2,860	3,907	1.6	2,300	3,141	1.3
合計	13,760	18,564	7.5	6,186	9,805	4.0

注1：公共施設の 50%、新築戸建ての 60%、工場・倉庫（事業者が設定する目標値）、その他建物の 10%を想定

注2：耕地の 1%、再生利用困難の荒廃農地の 10%を想定

注3：旧清掃センター跡地など

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO ₂ 削減/年)	3,917 トン-CO ₂ 削減/年	
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	6,068 kW	
(内訳)		
・太陽光発電設備	6,068 kW	
③事業費 (千円)	2,343,149 千円	
(うち交付対象事業費)	(うち 1,878,229 千円)	
④交付限度額 (千円)	954,195 千円	
(内訳)		
	直接事業	525,665 千円
	間接事業	428,530 千円

⑤交付金の費用効率性（千円／トン-CO2）
（交付対象事業費を累積の温室効果ガス
排出量の削減目標で除す）

28.2 千円／トン-CO2

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和7年度	事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	2件	50kW	2,500
	事業者向け蓄電池の間接補助事業	2件	50kWh	2,666
令和8年度	公共施設（避難所等）への自家消費型太陽光発電設備の導入（PPA）《8-10 継続》	6件	863kW	117,920
	公共施設への蓄電池の導入（PPA）《8-9 継続》	6件	96kWh	15,872
	事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	3件	75kW	3,750
	事業者向け蓄電池の間接補助事業	3件	75kWh	4,000
	個人向け太陽光発電設備の間接補助事業	50件	250kW	17,500
	個人向け蓄電池の間接補助事業	50件	400kWh	18,800
令和9年度	公共施設（避難所等）への自家消費型太陽光発電設備の導入（PPA）《8-10 継続》	2件	210kW	28,575
	公共施設への蓄電池の導入（PPA）《8-9 継続》	2件	32kWh	5,290
	事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	4件	100kW	5,000
	事業者向け蓄電池の間接補助事業	4件	100kWh	5,334
	個人向け太陽光発電設備の間接補助事業	50件	250kW	17,500
	個人向け蓄電池の間接補助事業	50件	400kWh	18,800
令和10年度	公共施設（市庁舎）への自家消費型太陽光発電設備の導入（PPA）《8-10 継続》	1件	120kW	16,650
	事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	4件	100kW	5,000
	事業者向け蓄電池の間接補助事業	4件	100kWh	5,333
	個人向け太陽光発電設備の間接補助事業	50件	250kW	17,500
	個人向け蓄電池の間接補助事業	50件	400kWh	18,800
令和11年度	公共施設（病院）への自家消費型太陽光発電設備の導入（ソーラーカーポート PPA）	1件	300kW	30,000
	公共施設（病院）への蓄電池設備の導入	1件	500kWh	33,333

		事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	4 件	100kW	5,000
		事業者向け蓄電池の間接補助事業	4 件	100kWh	5,333
		個人向け太陽光発電設備の間接補助事業	60 件	300kW	21,000
		個人向け蓄電池の間接補助事業	60 件	480kWh	22,560
	令和 12 年度	事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	4 件	100kW	5,000
		事業者向け蓄電池の間接補助事業	4 件	100kWh	5,334
	合計	公共施設（避難所・市役所等）への自家消費太陽光発電設備の導入（PPA）《8-10 継続》	9 件	1,193kW	163,145
		公共施設（病院）への自家消費型太陽光発電設備の導入（ソーラーカーポート PPA）	1 件	300kW	30,000
		公共施設への蓄電池の導入（PPA）《8-9 継続》	8 件	128kWh	21,162
		公共施設（病院）への蓄電池設備の導入	1 件	500kWh	33,333
		事業者向け太陽光発電設備の間接補助事業	21 件	525kW	26,250
		事業者向け蓄電池の間接補助事業	21 件	525kWh	28,000
		個人向け太陽光発電設備の間接補助事業	210 件	1,050kW	73,500
		個人向け蓄電池の間接補助事業	210 件	1,680kWh	78,960

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和 7 年度	公共用地（旧清掃センター敷地）への太陽光発電設備の導入《7-9 継続》	(1 件)	(2,000kW)	0
	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	2 件	98kW	13,132
令和 8 年度	公共用地（旧清掃センター敷地）への太陽光発電設備の導入《7-9 継続》	(1 件)	(2,000kW)	107,360
	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	2 件	98kW	13,132
令和 9 年度	公共用地（旧清掃センター敷地）への太陽光発電設備の導入《7-9 継続》	1 件	2,000kW	161,040
	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	4 件	196kW	26,264
令和 10 年度	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	4 件	196kW	26,264
令和 11 年度	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型	4 件	196kW	26,264

	太陽光発電事業）の間接補助事業			
令和 12 年度	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	4 件	196kW	26, 264
合計	公共用地（旧清掃センター敷地）への蓄電池付き太陽光発電設備の導入《7-9 継続》	1 件	2, 000kW	268, 400
	農地等へのオフサイト型太陽光発電設備（営農型太陽光発電事業）の間接補助事業	20 件	980kW	131, 320

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額（千円）
令和 8 年度	個人向け ZEH の間接補助事業	20 件	11, 000
	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	5 件	6, 000
令和 9 年度	個人向け ZEH の間接補助事業	25 件	13, 750
	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	5 件	6, 000
令和 10 年度	個人向け ZEH の間接補助事業	30 件	16, 500
	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	5 件	6, 000
令和 11 年度	個人向け ZEH の間接補助事業	35 件	19, 250
	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	5 件	6, 000
令和 12 年度	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	5 件	6, 000
合計	個人向け ZEH の間接補助事業	110 件	60, 500
	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	25 件	30, 000

その他執行事務費 5 年間合計 交付限度額 9, 625 千円

＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

事業番号	事業概要	1kW（1 件）当たりの 交付額（円/kW（件））	地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金 実 施要領 別紙 2 によ り計算された 1kW（1 件）当たりの交付額 （円/kW（件））	地方公共団体から間接 事業者への 1kW（1 件） 当たりの協調補助額（円 /kW（件））
エ（ツ）	個人向け ZEH の間接補助 事業（子育て世帯対象）	1, 100, 000 円/件	550, 000 円/件	550, 000 円/件

エ（ナ）	個人向け既存住宅断熱改修の間接補助事業	2,400,000 円/件 (最大)	1,200,000 円/件	1,200,000 円/件
------	---------------------	-----------------------	---------------	---------------

（２）事業実施における創意工夫

自治体新電力による地域経済の循環

- ・市区域外に流出しているエネルギー代金を市区域内にとどめ地域経済循環を進めることを目的に、2025（令和 7）年度に自治体新電力を設立する。

設立、運営開始にあたっては、市が本事業を活用して整備する地域裨益型太陽光発電所及び高北清掃センターの廃棄物発電エネルギーを利用する。運営開始当初は公共施設への供給を中心に実施し、将来的には FIT 大規模発電所等の卒 FIT 電源を取り込むことで市区域への供給を拡大する。

旧清掃センター跡地の活用による太陽光発電の推進（市有資産の有効活用）

- ・2023（令和 5）年 3 月まで稼働していた旧清掃センターを速やかに解体し（2025 年 6 月解体終了予定）、切れ目ない市有地の有効活用を図るとともに、併せて自治体新電力を設立することで、公共施設の再エネ導入率を増加できる（現状 0.8%を旧清掃センター跡地活用により 20%に増加）。

また、市有地を活用することで追加の土地取得コストを抑える。

市有施設や土地を活用した太陽光発電の整備（設置場所の工夫）

- ・限られた土地を有効活用し、再エネ導入量を増やす。市庁舎、学校、公民館などの公共施設の屋根上を最大限活用するほか、公共用地の空地を有効活用して発電設備を設置する。
- ・北茨城市民病院の駐車場を活用し、駐車スペースを確保しながら発電できるソーラーカーポートを整備する。また、夏季の車内温度上昇抑制効果も期待でき、快適性向上にも寄与する。

PPA モデルの活用による財政負担の軽減

- ・PPA 制度を活用し、市が初期投資ゼロで市有施設へ太陽光発電設備を設置する。

市の実施する PPA 事業を市内工業団地経営者協議会（4 地区）及び市商工会と連携し、市内事業者に対する PPA 導入説明会を実施することで事業者の取組への不安を払拭するとともに、市が積極的に高効率設備等の導入に関する支援事業の案内を行い事業者の経済負担を少なくすることで、当市温室効果ガス排出量の 8 割を占める産業、業務分野の PPA による再エネ導入を推進する。

クレジット創出を見据えた営農型太陽光発電事業の展開

- ・営農型太陽光発電事業の発電事業者である東京センチュリー（株）及び営農事業者である（株）アグロエコロジーと市が連携して事業を行うことで、農業を始めるにあたりハードルとなる農地の購入、作物を育てる技術、資機材購入の資金の問題を解消することで、新規雇用就農者の増加を図る。
- ・前記の連携事業において、有機農法等を取り入れた営農型太陽光発電事業の実施により、農地の再生や土壌への炭素固定量を増やすことができる。さらには、市農林水産課と連携し、北茨城市農業再生協議会や北茨城市耕畜連携協議会において営農型太陽光発電事業の導入や水田中干しによるメタン発生抑制に関する説明会を開催（1 回目を 2025 年 3 月に実施予定）することでクレジットを創出する。これらクレジットの創出により、これまでの農業より稼げるというインセンティブを若い世代に広めることで、跡継ぎ不足などの課題を改善する。

(3) 地域課題の解決

地域課題

地域課題の概要

エネルギー代金の流出、レジリエンス強化、農業の衰退

○エネルギー代金の流出

市内に点在するFITの大規模太陽光発電施設（市内27箇所で出力138MW稼働中）の収益は市区域外に流出しており、2020年の地域所得循環構造においてもエネルギー代金の流出額が155億円となっている。また、エネルギー生産性も全国1741市町村の1694位と他の市町村から見ても効果的に活用できていない状況にあるため、地域経済の損出を削減する取組が求められている。

○レジリエンス強化

- ・東日本大震災や令和5年台風13号等の自然災害の脅威を経験し、自然災害のリスクに対応するためのエネルギーの地産地消やレジリエンス強化の必要性を痛感。特に東日本大震災時は4日間も電力供給がなく、地域の機能停止を経験し、災害時の電力確保が求められている。
- ・北茨城市国土強靱化地域計画において、避難所の確保及び機能強化が重点施策に位置づけられ、安全に機能できる避難所の整備が求められている。
- ・少子高齢化の急速な進展や単独世帯の増加などを背景に、維持管理がなされていない空家が増え、防災、衛生面で生活環境の悪化を招くことが問題視されており、第5次北茨城市総合計画後期基本計画においても、「災害に強く、良質で人にやさしい住宅ストックを維持・形成することで、市民がそれぞれのライフステージに応じて安全・安心で快適に住み続けられるまち」を住宅政策推進の個別施策の目的として位置づけられ、防災面での空家対策や住宅の防災機能強化が求められている。

○農業の衰退

- ・本市の基幹産業の一つである農業においては、2020（令和2）年の総農家数は1,026戸となっており、2000（平成12）年と比較すると840戸減少しており、総農家経営耕地面積においても866haとなっており、2000（平成12）年と比較すると315ha減少となっている。
- ・担い手不足や高齢化によって営農が困難となる農家への対応強化と、農業経営の改善により農業収入の増加を目指す意欲ある農業者が、担い手の優れた技術や農地等の経営資源を確実に次世代に承継できるよう、地域において中核となる農業者への農地の流動化を促進する必要がある。

重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について

自治体新電力の収益還元によるエネルギーコスト削減とレジリエンスの強化及び農業の再生

- ・重点対策加速化事業により整備する再エネ電力を確保し、2025（令和7）年度中に自治体新電力を設立する。
- ・重点対策加速化事業により生み出される再エネ電力を主電源として運営する自治体新電力の収益をZEH、断熱改修、営農型太陽光発電事業支援等の再エネ導入や省エネ対策補助に活用することで、持続可能なエネルギー政策を実現する。

(1) 防災・レジリエンス強化（災害に強いまちづくり）

- ・重点対策加速化事業により整備する旧清掃センター跡地を活用した太陽光発電所などの電力を自治体新電力が買い取り、公共施設、防災拠点（避難所等）に供給するとともに、防災拠点への蓄電池整備との組み合わせにより停電時の電力確保を可能として、レジリエンス向上に寄与する。

- ・ 営農型太陽光発電事業の整備において、停電時に地域住民が緊急用に使用できる電源（コンセント）として開放することで、地域のレジリエンス強化が図れる。
- ・ 北茨城市民病院の駐車場スペースを活用したソーラーカーポートを整備し、災害時に利用可能な電力供給体制を強化する。

(2) 住み続けたいまちづくり

- ・ 新築住宅については、ZEH 補助により、省エネ・快適な住宅環境を整備する。特に子育て世帯に対しては、市予算において国補助同額の上乗せ補助を実施するなどの住宅支援により、転入、定住を促進できる。
- ・ 既存住宅（空家含む）については、断熱改修補助に市予算において国補助同額の上乗せ補助や EV 充電設備に対する補助を取り入れるなどの支援により、断熱性能向上によるエネルギー消費量の削減や災害時の電力を確保することができる。また、空家については、改修後の住宅性能及び価値を向上させることで移住者（営農型太陽光発電事業従事者の定住等）の受入れ促進が図れる。

また、2025（令和 7）年度に市内工務店を対象とした補助事業説明会を開催し、メリットや手続きを理解してもらうことで、工務店を介して市民に積極的に市の制度を利用してもらうための体制を構築し、導入件数の向上につなげる。

(3) 農業の衰退・耕作放棄地の増加への対応（農業の再生と環境配慮型経済の確立）

- ・ 営農型太陽光発電事業の設置補助により、再エネ導入費用を抑制できることで営農型太陽光発電事業の導入促進が図れるとともに、再エネ収益＋農業収益の組み合わせで持続可能な農業を実現する。
- ・ 若い世代が農業に従事できない問題点は、新規就労時に機械購入等の費用が掛かりすぎるのが問題である。新規雇用就農者を取り込む体制が整備されている営農型太陽光発電事業事業者と連携することで、新規就労の場の提供、農業の担い手確保に寄与する。
- ・ 営農型太陽光発電事業設置者が、土地所有者に支払う地上権料を土地所有者の代替わり時などに手放すことがない金額に設定することや、土地所有者自らが営農する場合に耕作意欲（良質な作物生産）を維持するために耕作料を支払うなど、土地所有者への還元割合を多くする仕組みを構築することで、持続的な発電と耕作放棄地の発生を抑制できる。

(4) 市内産業の育成

- ・ 補助事業の断熱改修の施工を、市補助金交付要綱において市内事業者とすることで、市内企業の育成と地域内経済循環の促進が図れる。また、補助申請業務を市内の民間建築設計事務所に委託することで、技術系市職員の人員不足を補い、事務の効率化及び地域内経済循環の促進が図れる。

(4) 地域特性の活用

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

○農地の有効活用

本市の面積は 186.79 km²と広大であり、その内 9.1%が田・畑となっている（令和 6 年）。耕作放棄地を含む農地（田・畑）は、太陽光発電のポテンシャルとして非常に大きい。

○公共の用地有効活用

まとまった公共用地として旧清掃センター跡地があり、太陽光発電所の用地として活用できる。

(5) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

個人向け	住み続けたいまちの実現
	・既存住宅（空き家含む）の断熱改修補助を市又は自治体新電力が継続することで、再エネ導入と地域経済活性化の相乗効果により快適な住環境の整備と高い生活の質が実現でき、「住み続けたい」と思えるまちの形成が期待できる。
事業者向け	地域経済循環による活性化
	・断熱改修工事などを市内事業者が実施するようにすることで、市内産業の活性化と市内事業者の育成が期待できる。 ・営農型太陽光発電事業営農事業者の耕作面積が増加し、作業効率性を向上させるための集荷施設や農機具保管施設などの拠点を整備することで、隣接自治体を取り込む環境が構築され、営農型太陽光発電事業の拡大が期待できる。
公共	脱炭素（環境配慮）＋地域経済の活性化
	・環境負荷の低減と経済のバランスが取れた持続可能な地域の実現が期待できる。 ・営農型太陽光発電事業に有機農業や環境配慮型農業を組み合わせることで、 土壌の改善やドジョウなどの生物が生息できる生態系の復活が期待できる。 また、農林水産省が進める「2050 年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大」の取組に寄与できる。 ・国際的には、農薬や遺伝子組み換え技術などに対する不安から有機農産物の需要が拡大しているが、国内においては生産者が高齢化し作業量増加の懸念や安定的な供給先がないことにより、有機農業があまり普及していないと思われる。 そのため、営農型太陽光発電事業により生産された有機米等を市給食センターの食材として利用することで、子供たちの健康や食育に寄与できる。 また、廃棄物と環境を考える協議会構成自治体（関東甲地域の 77 市町村で構成）に給食食材として広めることで、市内産品の販売促進及び地域経済の活性化が期待できる。

その他	エネルギーの地産地消を軸とした地域経済循環の構築 ・自治体新電力が市内に点在する FIT の大規模太陽光発電所（市内 27 箇所、出力 138MW）の卒 FIT 電力を取り込むことを見据えて事業展開を進めることで、地域内で電力の経済効果を最大化できることが期待できる。 ※当市は、「北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例」により、大規模発電事業者と「太陽光発電施設の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書」を締結し、廃止後の積立て資金の状況や損害保険等の加入状況を年 1 回報告する機会を設定しているため、この機会を活用して卒 FIT 時の対応について大規模発電事業者との対話を進めていく。 ・自治体新電力の収益を市民の ZEH、断熱改修や、事業者の営農型太陽光発電事業支援等に活用することで、脱炭素の加速化及び市内経済循環が期待できる。 ・自治体新電力は、2025（令和 7）年度に市が実施する設立可能性調査において事業計画を定めることとしているが、市の方針としては、自治体新電力設立当初は公共施設間での需給を優先したスモールスタートによる安定的な事業展開を進めるとともに、市民、事業者が再エネ設備導入に関する補助事業を活用する場合の要件を「自治体新電力と契約する」こととし、エネルギーの地産地消を推進する。 設立 3 年後を目処に地域人材が自治体新電力の業務を担う体制を整備し、その後は自治体新電力と連携して、市場高騰時に前年度の使用量から削減した分を還元する等の電力プランを整備することとしており、これによりエネルギーの地産地消の拡大が期待できる。
その他	コンソーシアム構築による地域脱炭素の実現 ・脱炭素の必要性を認識しているものの、人材やノウハウ、資金面での制約により具体的な取組が進められない中小企業の情報を所有する市商工会と、その支援者として期待できる金融機関が自治体新電力に参画し連携することで、金融機関と取引のある脱炭素技術を有する企業と市内中小企業のマッチングを推進することで、ビジネス機会の創出と脱炭素化の促進が図れる。

（６）推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

当市は、市庁舎ほか多数の公共施設を管理・運営している関係から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の特定事業者該当し、「エネルギー管理統括者（副市長）」及び「エネルギー管理企画推進者（環境産業部長）」を選任、以下の体制を組織し、北茨城市温暖化対策実行計画の確実な推進を図っている。

【現在】

副市長を委員長、環境産業部長を副委員長とし、各部の部長を委員として構成する「北茨城市省エネルギー等推進委員会」を設置し、庁舎等における省エネ並びに日常業務の中での環境保全及び環境共生への取組を推進している。また、各課の課長で構成する幹事会を設置し、委員会から付議された案

件の処理及び省エネに関する取組を推進している。

□重点対策加速化事業の取組を主体となって推進する部署

：生活環境課 環境政策係（2名、脱炭素以外の業務も兼務）

【採択後】

□脱炭素施策を確実に実行していくため体制強化

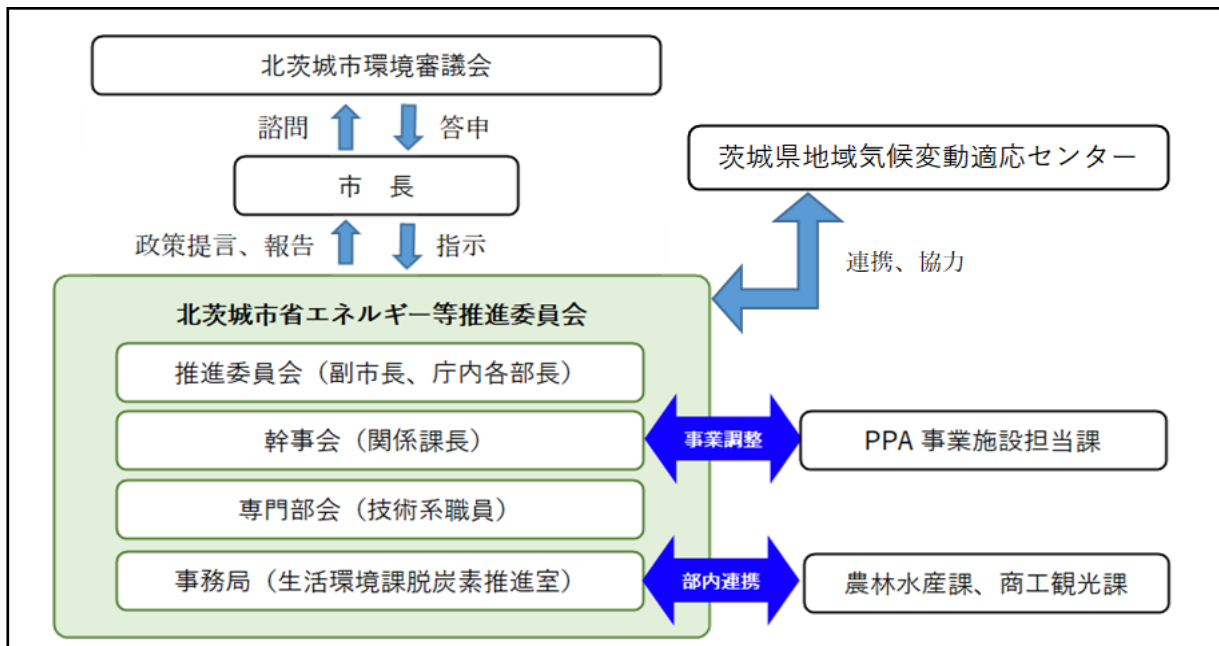
：脱炭素施策を行う専門部署の新設（2025年4月1日から組織変更）

：生活環境課 脱炭素推進室

（3名専従＋地方創生人材派遣制度（グリーン専門人材）を活用した人材派遣）

国の人材支援制度を活用し、不足する専門人材を外部登用することで事業の推進を図る。

また、脱炭素推進施策を担当する生活環境課と同一部内の農林水産課が営農型太陽光発電事業及びJ-クレジット創出を、商工観光課が市商工会との連携を推進するとともに、公共施設のPPA事業については省エネルギー等推進委員会の幹事会構成の各施設所管課が実施するなど、全庁体制により取組を推進する。



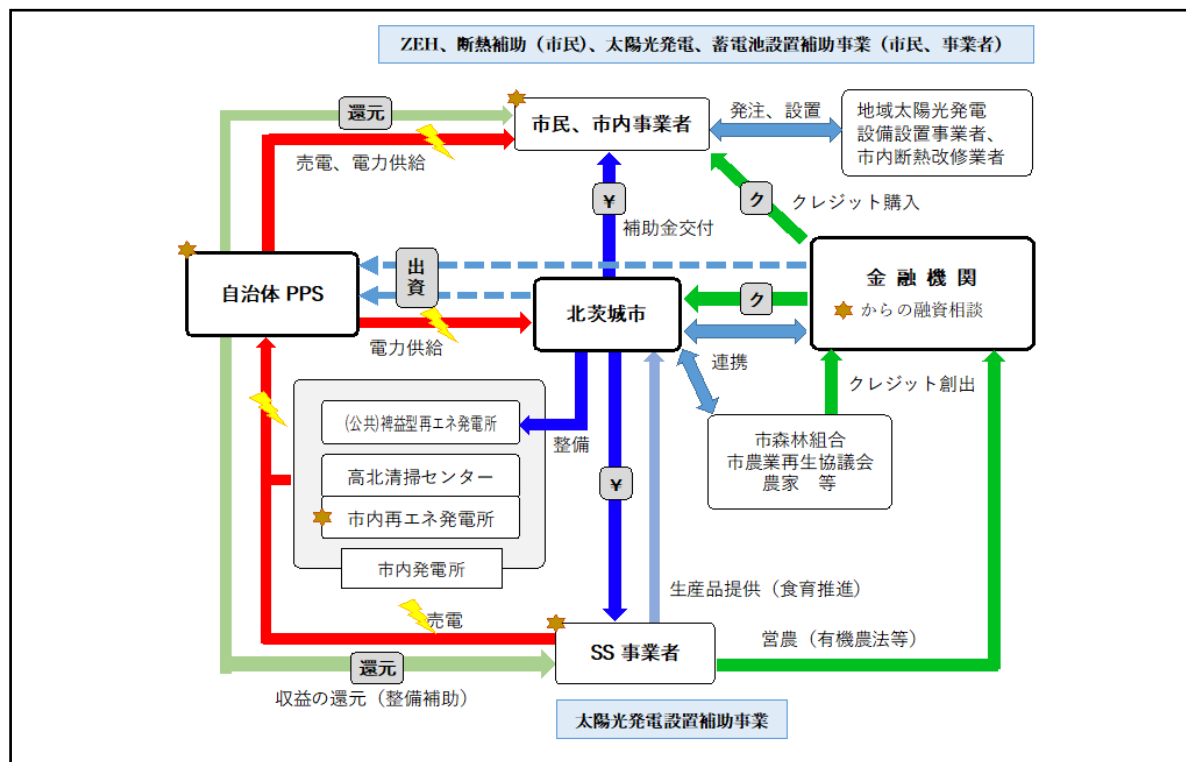
②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

連携事業者名	地域金融機関（筑波銀行）
役割	地域の金融機関として、脱炭素事業への投融资及び顧客企業等

	の脱炭素化のサポートを行っていく。 また、自治体新電力の設立に参加し、安定的かつ継続的な運営のための監査を行うとともに、地域独自の低利融資制度等を構築し、市民・事業者の負担低減を図る。					
当該事業者のこれまでの取組	○平成 24 年 2 月 東日本大震災からの復興・復旧ならびに地域の発展を目的とする「包括的提携協定」を締結 ○平成 25 年 8 月 高齢者等の見守り活動協力に関する協定締結					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	市との脱炭素推進に係る意見交換を通じ、自治体新電力への協力体制構築に向けた協議を実施。 また、森林や農地での CO2 吸収や土壌固定化によるクレジット創出に向けた連携協議を実施。 (令和 7 年 6 月 自治体新電力設立準備支援協定締結予定)					
連携事業者名	① 東京センチュリー株式会社 (発電事業 SPC 代表社員) ② 株式会社アグロエコロジー					
役割	① 営農型太陽光発電事業発電事業者 ② 営農型太陽光発電事業営農事業者					
当該事業者のこれまでの取組	1. 東京センチュリー(株) 営農型太陽光発電をはじめとする各種再生可能エネルギー事業を積極的に展開しており、主な取組実績は以下の通り。 ・ 営農型太陽光発電事業 発電事業会社を設立、全国の電力需要家向けコーポレート PPA 事業を推進中。2025 年 2 月末時点で約 60MW 運転開始/建設中 (2MW/20 発電所が関東エリアでの営農型発電所)。 ・ 太陽光発電事業 全社での設備容量累計 900MW 以上 (2025 年 2 月末時点)。保有する太陽光発電所の保守管理及びアセットマネジメントを行う子会社も設立し、安定運営・管理体制も構築。 2. (株)アグロエコロジー 栃木県・茨城県・福島県・宮城県を中心に、農業及び畜産業を展開し、営農型太陽光発電事業は約 90 圃場稼働済み (栃木県 38 件、福島県 23 件、宮城県 17 件、茨城県 7 件)。					

	農薬、化学肥料、除草剤不使用の農業を掲げ、農地の炭素貯留量増加に貢献した実績も有り。				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施
合意形成状況に関する補足	地域における営農型太陽光発電事業の実績がないことから、営農者の理解を深めるためのモデル事業として当該事業を実施するにあたり、市との意見交換を通じ、営農型太陽光発電事業普及拡大への協力体制構築に向けた協議を実施。 （令和 7 年 6 月 営農型太陽光発電事業普及促進に係る連携、協力に関する包括協定締結予定）				



3. その他

(1) 独自の取組

	令和 6 年度単独補助事業	令和 7 年度単独補助事業	備考
取組概要	(個人) 住宅太陽光発電設備、蓄電設備 設置補助事業 (蓄電設備は茨城県と協調補助) 補助額：太陽光 5 万円/件	(個人) 住宅太陽光発電設備、蓄電設備 設置補助事業 (蓄電設備は茨城県と協調補助) 補助額：太陽光 5 万円/件	

	蓄電池 5 万円/件	蓄電池 5 万円/件	
予算額	(個人) 予算額 : 6,000 千円 決算見込 : 5,600 千円 (うち県 : 1,150 千円見込)	(個人) 予算額 : 4,500 千円 (うち県 : 2,250 千円見込)	
予算総額	(個人) 予算額 : 6,000 千円	(個人) 予算額 : 4,500 千円	
実績・予定 件数	(個人) 予定 : 太陽光、蓄電池共 60 件 実績 : 太陽光 56 件(見込) 蓄電池 56 件(見込)	(個人) 予定 : 太陽光、蓄電池共 45 件	

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】

・タイトル	公共施設、公立学校等 LED 化促進事業
・取組内容	令和 6～9 年度に、市庁舎・公立学校 10 施設及び都市公園の照明・外灯の LED 化改修の実施
・関係府省庁の事業名	脱炭素化推進事業債、学校教育施設等整備事業債、学校施設環境改善交付金
・事業概要	省エネルギー改修 (LED 照明の導入)
・所管府省庁名	総務省、文部科学省
・活用予定事業費	令和 6 年～7 年度で 182,369 千円活用予定 (総事業費 192,832 千円) (令和 7 年度は応募中) ・ 令和 6 年度で、23,133 千円活用 (総事業費 24,710 千円)、 ・ 令和 7 年度で、159,236 千円活用予定 (総事業費 168,122 千円) ・ 令和 8 年度以降事業費精査中

【取組概要】

- ・ 重点対策加速化事業における再エネ設備導入と連携して公共施設・公立学校等の省電力化を進めるとともに、自治体新電力を通じた電気の供給により再エネ利用率の増加が図れる。

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	自治体新電力整備に向けた事業推進体制の整備
・取組内容	自治体新電力整備に向け、専門的知識を有するものを派遣し事業を推進する。
・関係府省庁の事業名	地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）
・事業概要	脱炭素事業の中心となる自治体新電力会社設立に向け実施する「自治体新電力設立可能性調査」の検討提案内容確認のほか、自治体新電力設立検討会の運営進行、パートナー事業者公募に向けたサウンディング及び事業設立手続き等の実施。
・所管府省庁名	内閣府
・活用予定事業費	令和7年度 派遣元の株式会社アール・エ北陸と調整中 (令和7年4月から派遣開始)
【取組概要】	
・重点対策加速化事業の中心事業となる自治体新電力を安定的かつ確実に整備することで、エネルギーの地産地消と地域経済の好循環が図れる。	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	ごみ収集 EV トラックの整備
・取組内容	公共施設等の一般廃棄物回収を行うトラックのEV化
・関係府省庁の事業名	商用車等の電動化促進事業
・事業概要	公共施設等の一般廃棄物回収を行う車両について、リース（8年間）によりEVトラックを導入する。
・所管府省庁名	環境省、経済産業省、国土交通省
・活用予定事業費	令和7年度 5,053 千円（総事業費 19,824 千円） (リース会社において令和7年度応募予定)
【取組概要】	
・市事務事業における CO2 排出量を削減する（削減量 3.35 t-CO2/年）	

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】							
・ タイトル	二酸化炭素吸収源の確保に向けた森林整備の推進						
・ 取組内容	森林管理道整備						
・ 関係府省庁の事業名	農山漁村地域整備交付金						
・ 事業概要	森林施業の効率化、森林吸収源の確保を図るため、新たに林道を開設する。 事業期間：令和 7 年度～令和 10 年度 整備内容：林道 1,800m						
・ 所管府省庁名	農林水産省						
・ 活用予定事業費	令和 7 年～10 年度で 292,500 千円活用予定（総事業費 650,000 千円） （令和 7 年度応募中） ※その他茨城県補助金 130,000 千円						
【取組概要】 ・ 間伐作業や伐採後の植林作業の効率化により、森林施業経費が削減され、森林資源の持続的な利用と、森林経営の所得向上や持続性の確保を図る。 また、森林整備が促進されることで CO2 吸収量の増加や、J-クレジット創出によりエネルギーの地産地消を促進する。							
（３）財政力指数 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政力指数</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>財政力指数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0. 6 7</td> </tr> </table>		財政力指数		令和 5 年度	財政力指数		0. 6 7
財政力指数							
令和 5 年度	財政力指数						
	0. 6 7						
（４）地域特例 該当なし							